

報告第9号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年8月25日

北本市長 石津賢治

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成21年7月8日（水）午後8時45分ごろ、相手方が市道16号線の車道を自転車にて走行中、後方からの自動車を避けるために歩行者防護フェンスが設置されていない部分から歩道に移動しようとしたところ、歩車道境界ブロックが乗り入れ用に切り下げられておらず、車道と歩道との段差により横転し、歩行者防護フェンスの支柱に衝突し、負傷するとともに、自転車及び所持品が破損したもの

3 損害賠償の額 金150,000円

平成21年8月12日

北本市長 石 津 賢 治